

## 第5号議案

### 春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

#### 提案理由

行政職給料表について見直しを図るとともに、国家公務員の本年度の給与の改定に鑑み、これに準じて、本市の一般職の職員の通勤手当について改定等を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「自動車等の使用距離の区分に応じて、別表第3」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額  
別表第2定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部中「396,900」、「397,300」、「397,700」、「398,000」、「398,400」、「398,800」、「399,100」、「399,400」、「399,800」、「400,100」、「400,400」及び「400,700」を削る。

別表第3を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日(以下「異動日」という。)において春日市職員の給与に関する条例別表第2の給料表(以下「給料表」という。)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、異動日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定め

る号給とする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 3 前項の規定により、号給が切り替えられた職員であって、異動日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、切替日に当該職員の受ける給料月額(以下この項において「切替日給料月額」という。)が、異動日に当該職員が受けている給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、切替日以後、当該職員の受ける給料月額のほか、切替日給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条中「及び別表第3」を削る。

第31条第1項中「第14条第1項各号」を「第14条第2項から第4項まで」に改める。

附則別表(附則第2項関係)

号給の切替表

旧号給	新号給
	4級
86	85
87	85
88	85
89	85
90	85
91	85
92	85
93	85
94	85
95	85

96	85
97	85